

バリアフリー法について

【1】趣旨・目的

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」は、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を対象に、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。

【2】対象となる建築物



■ 特定建築物及び特別特定建築物の範囲（バリアフリー法）

特別特定建築物	特定建築物
1. 盲学校、聾学校又は養護学校	1. 学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	8. 事務所
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	9. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボウリング場又は遊技場	11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 博物館、美術館又は図書館	12. 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
13. 公衆浴場	13. 博物館、美術館又は図書館
14. 飲食店	14. 公衆浴場
15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	16. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
	17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
	18. 工場
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	20. 自動車の停留又は駐車のための施設
18. 公衆便所（50㎡以上のもの）	21. 公衆便所
19. 公共用歩廊	22. 公共用歩廊

【3】認定特定建築物の特例（法第17条関係）

特定建築物で移動等円滑化誘導基準などに適合した建築物は認定を取得することができます。
 認定特定建築物に対しては、表示制度、容積率の特例、税制上の特例等さまざまな支援措置を受けることが出来ます。
 詳しい内容については、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 中高層建築調整課

第二庁舎 4階 TEL 06-6858-2116